

広島県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和六年五月七日までの間、縦覧に供する。

令和六年四月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	東広島市西条町御園字字下長者三五〇四番一地从先から東広島市西条町御園字字上長者四〇五八番一地从先まで	令和六年四月二二日